

令和元年 11 月 20 日現在

野洲市まちづくり基本条例改正案

1、目的

野洲市まちづくり基本条例は、まちづくりの基本的となる条例であり、「最高規範」と位置づけされ（同条例第 27 条）、平成 19 年 10 月に施行されました。

しかしながら、「最高規範」とされながら、他の条例等との整合性における人権の規定や安全・安心や自治会に対する積極的な位置づけについての記載がなく、さらには自治体の最上位計画とされる総合計画が体系に組み込まれていないこと、また、4 年を超えない期間ごとに見直しを行うことが規定され、安定性が充分でないものとなっています。

そこで、これらの課題を解消するために当該条例第 29 条の規定により、市民代表により組織された野洲市まちづくり基本条例推進委員会に対して条例の改正案に対し、去る令和元年 11 月 5 日に市長から諮問を受け、今回、答申案を作成しました。

今回の改正案では、既設の他の条例等との整合性を図り、総合計画においても当該条例に規定されることにより、位置づけされます。改正後は、条例本体ではなく、これに基づく総合計画について定期的な見直しと毎年の計画的な進行管理が行われます。

参考

野洲市まちづくり基本条例

（この条例の位置付け）

第 27 条 この条例は、本市のまちづくりにおける最高規範とし、他の条例、規則などの制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2、改正内容案

ア、「第2章 みんなが輝くまちづくり」における条文改正

(人権の尊重)

第3条 市民は、すべての活動において、相互に認め合い、思いやり、互いの人権を尊重します。

2 市民は、いかなる事由による差別も受けず、人として尊重される権利を持ちます。



野洲市まちづくり基本条例(改正案)

(人権の尊重)

第3条 市民は、いかなる事由による差別を受けず、個人として尊重されるとともに、すべての人が日本国憲法に定められる基本的人権を享受できるよう努めます。

(第2項削除)

(理由)

野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例の(目的)第1条で人権の尊重については、下記のとおりを個別・具体内容を記載しているため、基本条例27条の規定に基づき、基本条例では基本理念のみの記載とします。

(参考)

野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりについて、市民の人権擁護及び人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参画による部落差別をはじめとするあらゆる差別のない野洲市の実現に寄与することを目的とする。

イ、「第6章 みんなにわかる行政運営」における条文追加

(総合計画)

第〇〇条 市長は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、市の最上位計画として総合計画を策定、公表し、実現に努めます。

(理由)

地方自治体の最上位計画とされる総合計画については、基本構想の策定根拠と議決要件が地方自治法に規定されていましたが、地方自治法の改正により規定が削除されたため、現在は総合計画を策定する根拠が明確になっていません。

市民に分かりやすい総合的かつ計画的な行政運営を行うためには、総合計画が必須であることから、その策定根拠を当該まちづくり基本条例にて位置付けようとするものです。

なお、議決要件については、既に議会基本条例に議決が必要な計画として位置付けられていることから、二重規定を避けるため、まちづくり基本条例には規定しません。

ウ、「第3章 みんなの役割」における条文追加

第8条に次の1項を加える。

2 市民は、市民活動や自治会活動への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域課題の解決に努めます。

(参考)

(市民の役割)

第8条 市民は、自らが持つ知恵や力をまちづくりのために発揮します。

第10条に次の1項を加える。

2 自治会は、市民が参加しやすい運営を行い、地域を担う人材の育成や地域課題の解決に努めます。

(参考)

(自治会の役割)

第10条 自治会は、地域における自治の主体として、地域のよりよい生活環境の充実を図ります。

(理由)

近年多発している大規模災害や、地域の安心・安全への対応、そして地域社会の活性化等を目的とした自治会活動展開のため、自治会への加入や積極的な活動への参加を促す必要があります。そこで、今回の改正により、市民の積極的な自治会活動への参加を促すものです。

エ、**「第7章 みんなで支え合う市民活動」**における条文追加及び章名改正

第7章に次の1条を加える。

(自治会活動の支援)

第〇〇条 市は、市民の主体的な自治会活動への参加を促進するため、必要な措置を講じます。

「第7章 みんなで支え合う市民活動」を「第7章 みんなで支え合う市民活動と自治会活動」に改める。

(理由)

ウと同じく地域活性化の要となる自治会活動の有効な展開を促進するために改正するものです。

オ、**「第8章 みんなで育てる条例」**における条文削除

(条例の見直し)

第30条 市長は、この条例の施行から4年を超えない期間ごとに、この条例が第1条に規定する目的を達成するに相当であるか否かを検討するとともに、必要と認めるときは、条例の改正その他の適切な措置を講じます。

↓

(削除)

(理由)

当該規定の「4年を超えない期間ごとに見直す」ことについて、見直し期間と規定されている4年に特に根拠はなく、社会情勢等によって当然、適宜見直す必要性があることから、敢えて規定せず削除するものです。

カ、「第2章 みんなが輝くまちづくり」における条文追加

第2章中第7条の次に1条を加える。

(安全安心のまちづくり)

第〇〇条 市民、市議会及び市は、地域の安全安心のための自主的な活動の推進や住環境を整備します。

(理由)

近年、全国各地で地震、豪雨、大型台風の襲来など自然災害の頻度と強度が高まっていますが、災害時における公助の救助率等は依然として低いままです。また、コミュニティ意識の希薄化が地域の犯罪抑止力の低下を招いており、市民による自助、そして自治会等における共助の取り組みにより、地域の安全性をより高める必要性が高まっていることから、追加するものです。

3、その他

- ・改正内容（案）については、2のとおりですが、具体的な改正条文等については、総務課等と協議して改正案を作成します。
- ・今後の予定については、今回、答申案が承認された場合、11月25日に市長へ答申し、これを基に12月から令和2年1月の間にパブリックコメントを実施し、3月議会にて提案する予定です。なお、パブリックコメントにおいての意見等が提出され、修正の必要が生じた場合、軽易な修正については、文書等で委員にお知らせを、重要な修正の場合は、再度、委員会を開催する予定です。